



長野県報

5月15日(木)
平成20年
(2008年)
第1964号

目次

規則

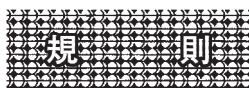
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課)..... 2
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(森林政策課)..... 2

告示

- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可(長寿福祉課)..... 3
救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定(医療政策課)..... 3
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域(経営支援課)..... 3

公告

- 特定調達契約に係る一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)..... 3
特定調達契約に係る落札者の決定(情報統計課情報システム推進室)..... 4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)..... 4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)..... 5
一般競争入札(税務課)..... 5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業政策課)..... 6
建設業法に基づく処分(建設政策課)..... 8
一般競争入札(管財課)..... 8
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... 9
一般競争入札(2件)(砂防課)..... 9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課)..... 11
一般競争入札(事業課)..... 11
一般競争入札(交通政策課)..... 12



危機管理防災課

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第25号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条及び第14条中「吏員」を「職員」に改める。

第15条第3項中「8,600円」を「8,800円」に、「1万3,900円」を「1万4,200円」に改め、同条第4項中「533円」を「433円」に、「当該扶養親族のうち、2人までについてはそれぞれ183円(協力者に第1号に該当する扶養親族)」を「1人につき217円(協力者に配偶者)」に改め、「、その他の者については1人につき67円」を削り、同条第5項中「33円」を「167円」に改める。

別表第1の1のアの(ウ)中「100人1日当たり3万円」を「1人1日当たり300円」に改め、同1のイの(イ)中「234万2,000円」を「236万6,000円」に改め、同表の3のウの(7)中

円	円	円	円	円	円
17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200
28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300

を

円	円	円	円	円	円
17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400

に改め、

円	円	円	円	円
5,600	7,500	11,300	13,700	17,400
9,000	11,900	16,800	19,900	25,200

同ウの(イ)中

を

円	円	円	円	円
5,600	7,600	11,400	13,800	17,500
9,100	12,000	16,900	20,000	25,400

に改め、同表の

6のイ中「50万円」を「51万円」に改め、同表の8のア中「盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改め、同表の12のイ中「13万7,000円」を「13万7,500円」に改める。

別表第2の1のアを次のように改める。

ア 日当

常勤職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して算定した額以内とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する常勤職員がない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金に係る単価その他の賃金水準を考慮して算定した額以内とする。

別表第2の1のイ及びウ中「の(7)から(8)まで」を削る。

様式第11号中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

平成20年5月15日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第26号

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第1条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第5号を次のように改める。

(5) 独立行政法人森林総合研究所

(長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部改正)

第2条 長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 独立行政法人森林総合研究所

(風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則の一部改正)

第3条 風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則(平成19年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

(2) 独立行政法人森林総合研究所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林政策課